

除雪作業に

ご協力ください

県と市は、積雪時の通行確保のため、少しでも早く除雪するように努めています。また、計画的に大型除雪機械を配備し、積雪量の多い地域の除雪作業の効率化に取り組んでいます。

除雪作業は、積雪量や障害物などにより、作業時間を要する場合もあります。また、道路の幅員や構造により、すべての市道を除雪することはできません。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします

除雪作業を効率よく行うために

- 車道・歩道上に除雪作業の障害となるものは置かないでください。
- 家や駐車場の出入口は注意して除雪していますが、現場状況によっては雪でふさいでしまうことがあります。ご了承ください。
- 道路そばの樹木の枝が積雪でたわみ、通行に支障をきたす場合は、樹木の所有者が撤去するなどの対応をお願いします。なお、特に危険な場合には、伐採させていただくことがあります。



高野地域に新車を配備

問い合わせ

【国道・県道の除雪】

広島県北部建設事務所

庄原支所土木課

☎0824722015

(内線4131)

【市道・歩道の除雪】

建設課土木係

☎0824731152

西城支所環境建設室

☎0824822182

東城支所環境建設室

☎0847725141

口和支所環境建設室

☎0824872113

高野支所環境建設室

☎0824862113

比和支所環境建設室

☎0824853003

総領支所環境建設室

☎0824883065

安心・安全な毎日のために

平成21年度全国統一防火標語

消えるまで ゆっくり火の元に
にらめっこ

「大切な命」を守る住宅用
火災警報器を設置しましょう

全国的に火災は、火気を使用する機会が多い冬季から春先(12月～3月)にかけて多く発生しています。

住宅火災による死者数は、平成13年以降毎年1千人を超える状況が続いています。このうち、65歳以上の高齢者の割合は約6割を占めており、その原因の多くは逃げ遅れによるものです。

庄原市では、備北地区消防組合火災予防条例により平成23年5月末までに、すべての住宅で住宅用火災警報器を設置することが義務づけられています。

早期に設置し「大切な命」を火災から守りましょう。

AED(自動体外式除細動器)を
正しく使っていただくために

平成16年から、一般市民がAED(自動体外式除細動器)を取り扱えるよ

庄原消防署 ☎08247229911
東城消防署 ☎0847724005

うになって以降、

日本全国の自治体、事業所でAEDが設置されています。

庄原市では53件の設置が確認されています。(平成21年9月末調べ)



(設置箇所検索ホームページ) <http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

【AED設置者へ】
AEDが普及する一方、メンテナンスも大切な問題の一つです。消耗品のバッテリーは2～5年で低下し、電極パッドは2～3年で粘着力が弱くなり使用できなくなります。AED設置者は、日常点検などを行います。

【AEDを安全に使用するために】
消防署では、AEDを用いた救命講習を行っています。大切な人を守るために、応急手当を身につけましょう。申し込み、問い合わせはお近くの消防署(出張所)まで。

平成22年 庄原市消防出初式

新春を飾る消防出初式が行われます。
とき 1月10日(日) 9時30分
ところ 庄原市総合体育館